

「上場制度総合整備プログラム2007に基づく上場制度の整備等について」に寄せられたパブリック・コメントの結果について

当取引所では、上場制度総合整備プログラム2007に基づく上場制度の整備等について、その要綱を本年6月22日に公表し、7月23日までの間、広く意見の募集を行い、その結果、7件（証券会社2件、業界団体1件、信託銀行1件、個人3件）のコメントが寄せられました。本件に関してお寄せいただいた主なコメントの概要及びそれに対する当取引所の考え方は以下のとおりです。

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	1. 企業行動に関する制度整備	
1	(1) 企業行動規範の制定 ・ 機関の設置を求めているが、それぞれの機関の員数のガイドラインはあるのか。	設置を求める機関の員数等について、会社法で定めのある最低限のものは求めることとなりますが、それ以上のものを求めるものではありません。
2	・ 企業行動規範の違反時の措置だけでなく、各社がより高い行動規範を目指すよう、高い行動規範を実践した企業の評価を定期的に行ってはどうか。	当取引所では、従来から定期的にコーポレート・ガバナンスに関する報告書の開示を求めるなど、企業行動については株主・投資者による適正な評価がなされるよう努めてきました。今後も、上場会社による高い行動規範の実践を促すよう施策を検討していきたいと考えています。
3	(2) 上場会社による種類株式の発行等の取扱い ・ 1単元の株式数を小さく設定した種類株式を発行することによって、実質的な多議決権株式の発行を行う場合、当該多議決権種類株式の総議決権数が、上場している株式の議決権数よりも少なければ、上場廃止基準に該当しないのか。それとも総議決権数の多寡に関わらず、多議決権種類株式の発行が上場廃止基準に該当することとなるのか。	議決権の多い株式の発行が上場廃止事由に該当するか否かについては、株主及び投資者の利益を侵害するおそれの大きさを勘案することとしており、発行される株式に係る議決権の数は、これを判断する際の要素の一つとなります。

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
4	<ul style="list-style-type: none"> 種類株式の発行等について、類型を特に掲げて上場廃止基準に定めることには反対である。わが国では、会社法による株主の保護が図られている。種類株式の発行等は、買収防衛の場面でその必要性が生じるものと思われ、買収防衛策としての種類株式の発行等は、司法によって、株主共通の利益の確保のために必要であり相当であるとの判断が下される可能性がある。上場規則により種類株式の発行等について制限されると、このような司法判断をあおぐことさえも阻害される虞がある。要綱では、株主及び投資家の利益を侵害するおそれが少ないと認められる場合には、種類株式の発行等を行っても上場廃止とされないこととされているが、その判断が司法と異なる場合も考えられる。 	<p>当取引所では、従来から適法性の観点だけでなく投資者保護の観点から上場会社としての適格性を求めています。平成18年3月に買収防衛策に関する上場規則を導入した際にも、拒否権付種類株式の発行を「株主の権利内容及びその行使の不当な制限」として上場廃止の審査の対象といたしておりますが、今般の改正は、この拒否権付種類株式の発行と実質的に同様の効果をもたらす行為について同様の取扱いをしようとするものであり、「株主の権利内容及びその行使の不当な制限」に当たらない場合にまで、買収防衛その他の目的による種類株式の発行自体を制限しようとするものではありません。</p> <p>なお、当取引所では、種類株式の上場制度については、現在、実務家を中心とするワーキンググループにおいてその整備の検討をしているところです。</p>
	2. 市場制度の整備	
5	<p>(2) 流動性等に係る基準の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 新基準の施行日以降に上場又は一部指定の承認がなされる銘柄から適用できるよう取り扱って欲しい。 	<p>上場審査等における新基準の適用は、施行日以後に申請されたものからになります。施行日前に申請している会社は、改正前の基準に適合するように上場準備等を行っていると考えられるため、既に申請している銘柄に対して新基準を適用することはいたしません。</p>
	3. 上場規則の実効性の確保に係る対応	
6	<p>(1) 特設注意市場の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> 特設注意市場に指定されると、本則市場及びマザーズ上場銘柄ではなくなるということか。 	<p>上場会社が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行うなどして上場廃止のおそれが生じたものの、審査の結果、影響が重大とはい</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
		<p>えないと認められ上場廃止に至らない場合で、かつ、内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときに、当該上場会社が発行者である上場株券等を特設注意市場銘柄として指定するものであり、当該銘柄に指定された場合でも引き続き本則市場又はマザーズに属することになります。</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> 特設注意市場に指定された場合、何か流通上の制約はあるのか。 	<p>特段の制約はありません。</p>
8	<ul style="list-style-type: none"> 特設注意市場に指定されている銘柄において、上場廃止基準に該当するおそれが発生した場合、特設注意市場指定かつ監理銘柄指定になるのか。また、特設注意市場に指定されている市場第一部の銘柄が、市場第二部銘柄への指定替え基準に該当した場合、指定替えされることになるのか。 	<p>ご指摘のとおりです。特設注意市場銘柄に指定されていても、本則市場又はマザーズに属するものとしての取扱いは変わりませんので、特設注意市場銘柄に指定されている間も、監理銘柄の指定や市場第二部銘柄への指定替えの対象となります。</p>
9	<ul style="list-style-type: none"> 特設注意市場に指定された銘柄はTOPIX等の指数から除外されるのか。 	<p>特設注意市場銘柄への指定をもってTOPIX等の当取引所が算出する指数から除外することはいたしません。</p>
10	<ul style="list-style-type: none"> 特設注意市場に指定されている銘柄の上場廃止に際して、特設注意市場から整理銘柄へ直接指定するような運営は回避して欲しい。 	<p>上場廃止基準に該当するおそれが生じたときと当取引所が判断した時点で、監理銘柄に指定し、その後上場廃止基準に該当すると判断した時点で整理銘柄に指定することになりますので、整理銘柄に直接指定するような運営は考えておりません。</p>
11	<p>(2) 監理ポスト及び整理ポストの呼称の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 監理銘柄(審査中)と監理銘柄(確認中)の違いは何か。また、監理銘柄(審査中)と監理銘柄(確認中)に同時に指定されることはあるのか。 	<p>上場廃止基準のうち、重大性の審査を要するものについて、その審査を行っている間は監理銘柄(審査中)に、審査を要しないものについて、事実関係を確認している間は監理銘柄(確認中)</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
		に指定することとなります。なお、両方の事象に該当するケースについては、同時に指定することとなります。

提出者：1～3、6、7、11 = 野村証券株式会社、4 = 社団法人日本経済団体連合会、5 = 三菱UFJ証券株式会社、8、9、11 = 個人、
10 = 住友信託銀行株式会社

以 上